

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月1日から同年4月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、同期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月17日から44年2月15日まで
② 昭和44年2月15日から同年3月1日まで
③ 昭和44年3月1日から同年4月1日まで
④ 昭和44年4月1日から45年1月1日まで

引き抜きにより、B社からC社へ転職した際の厚生年金保険の被保険者記録に2か月の空白(申立期間①)が生じている上、同事業所における被保険者記録がある申立期間②については給与月額が5万円はあったにもかかわらず、標準報酬月額が3万円となっている。

また、勤務していたC社の工場がA社に買収されたため、同事業所に転籍した際の厚生年金保険の被保険者記録に1か月の空白(申立期間③)が生じている上、同事業所における被保険者記録がある申立期間④についても引き続き給与月額が5万円はあったにもかかわらず、標準報酬月額が3万円となっている。

申立期間①及び③の厚生年金保険の被保険者記録、申立期間②及び④の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社の役員(当時)の証言及び申立人の勤務状況についての供述から、同人がC社からA社に転籍した際の勤務地及び業務内容に変更はなかったことがうかがえることから、同人は申立期間③において、同事業所に勤務していたものと推認できる。

また、申立人は、A社の事業主から、C社における待遇と同じ待遇で受け入れる旨の説明を受けたと主張しているところ、C社における厚生年金保険

被保険者資格の喪失時の標準報酬月額とA社における取得時のそれとは一致しており、その待遇に変化はなかったものと推認できる。

さらに、上記役員は、「当時、給与事務は社会保険労務士に行わせていたので、申立人の厚生年金保険料は転籍当初から控除していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和44年4月の標準報酬月額）から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和46年に解散している上、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、C社において厚生年金保険の被保険者記録を有する従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①当時、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の事業所は、昭和45年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の役員も死亡し又は連絡先不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できない上、上記被保険者記録を有する従業員からも申立期間①において申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得られなかった。

- 3 申立人は申立期間②当時5万円以上の報酬を受けていたと供述しているが、C社に賃金台帳等はなく、申立人に係る同期間の給与月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、オンライン記録によると、申立期間②前後に勤務している事業所における申立人の標準報酬月額は3万円である上、C社における申立人と同世代の厚生年金保険被保険者（当時）のそれも3万円程度であり、申立人に係る同期間の標準報酬月額が3万円であることに特段の不自然さは見受けられない。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に標準報酬月額が遡って低く訂正されたような形跡は無く、事務処理に不自然さはみられない。

- 4 申立人は申立期間④当時5万円以上の報酬を受けていたと供述しているが、A社は昭和46年に解散しており、賃金台帳等はなく、申立人に係る同期間の給与月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、申立期間④前後に勤務している事業所における申立人の標準報酬月額
額は3万円及び3万6,000円である上、A社における申立人と同世代の厚生
年金保険被保険者（当時）の標準報酬月額は2万円から3万円であり、申立
人に係る同期間の標準報酬月額が3万円であることに特段の不自然さは見
受けられない。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に標準報酬月額
が遡って低く訂正されたような形跡は無く、事務処理に不自然さはみられな
い。

- 5 申立人が申立期間①の厚生年金保険料及び申立期間②、④について、その
主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた
ことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①の厚生年金保険料を事業
主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び④について、その主張する標準報酬月額
に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認める
ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年3月1日から同年6月1日まで船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、同期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から同年11月8日まで
② 昭和20年1月27日から同年2月22日まで
③ 昭和20年3月1日から同年6月1日まで

昭和19年4月から同年6月末までA社B事業所内にあったC養成所で訓練を受け、その後、同年7月から同社所属のD丸において船員保険の被保険者資格を取得した同年11月8日頃までは、乗船の待機要員として同社E事業所の寮で過ごしていたので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

また、海軍飛行兵の検査のためD丸を下船した記憶はあるが、個人的な事情で下船したわけではないため、下船したこととなっている昭和20年1月27日から同年2月22日までについても船員保険の被保険者として認めてほしい。

さらに、昭和20年3月1日付けでD丸を下船したこととなっているが、同年6月14日に海軍に入隊する直前まで、同船に乗っていたので同年3月1日からA社を退職した同年6月1日までを船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 旧海軍履歴原票から、申立人は、昭和20年6月15日にF航空隊に派遣(昭和20年6月1日海軍に服役。同月15日G航空隊へ配属。同日予科練習生としてF航空隊へ派遣)されていることが確認できる上、同人が下船した直後にD丸は沈没したと供述しているとおおり、同船が同月12日に沈没したことが日本年金機構の船舶名簿から確認できるなど、その記憶は具体的かつ詳細であり、申立期間③について同船に乗っていたものと推認される。

また、申立期間③直前の申立人の船員保険被保険者資格の取得日については、船員保険被保険者台帳及び被保険者名簿に昭和20年2月22日と記載さ

れており、これはオンライン記録とも一致しているが、資格喪失日については、同台帳等に記載が無いにもかかわらず、オンライン記録では同年3月1日とされている。これについて、日本年金機構の事務センターは、「昭和20年3月1日を資格喪失日とする具体的な根拠はなく、社会保険事務所(当時)では、従来から、資格喪失日が不明な場合は、被保険者資格があったことを確認できる最終の日が属する月までを被保険者期間とし、翌月1日を資格喪失日として記録してきており、申立人の資格喪失日についても同様に処理されたと思われる。」と回答しており、社会保険事務所の事務処理は必ずしも実態を反映したものとなっていない。

さらに、D丸に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の昭和20年2月22日における報酬月額が43円75銭と記載されており、標準報酬月額の等級が4等級から2等級に訂正された形跡がみられる。これは、同年4月に標準報酬月額等級表の改定(4等級45円から2等級40円に改定)が行われたことにより訂正されたものと考えられることから、申立人の被保険者資格は同年4月時点において継続していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における申立人に係る年金記録の事務処理が適切であったとは認められず、申立人の資格喪失日は、昭和20年6月1日であると認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第53条に基づき、1万2,000円とすることが必要である。

- 2 一方、申立人は、申立期間①については海員養成所における訓練期間及び社員寮における乗船待機期間であった、申立期間②については海軍飛行兵の検査のため下船していた旨供述しており、船内において使用されていた事情はうかがえないところ、制度上、船内で使用されていない者は、昭和20年4月1日より前は船員保険の被保険者となることはできない。

また、申立てに係る事業所の後継会社の船員保険担当者は、船員として雇い入れた者のうち船内で使用されていない者については昭和20年3月まで船員保険又は厚生年金保険には加入させていなかった旨回答している。

さらに、申立人に係る申立期間①及び②の船員保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年9月5日から同年11月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、同期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年9月5日から同年11月1日まで
② 昭和55年2月1日から同年5月1日まで

トラック運転手として、B社に昭和53年6月に入社したが、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、関連事業所であり厚生年金保険の適用事業所であったA社で被保険者資格を取得した。昭和54年11月にB社が適用事業所となり、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで勤務していたのに、申立期間①について、A社における厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

B社が事業を廃止する見通しとなり、同事業所の従業員3人とトラック3台がC事業所（現在は、D社）に譲渡されることとなった。譲渡時期についての記憶は定かでないが、同様の仕事をしていたので、厚生年金保険に未加入となっている申立期間②の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社における申立人の元同僚の証言から、申立人は、申立期間①において、同社に勤務していたものと認められる。

また、上記同僚は、「B社は、当時厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、同社の従業員は、関連会社であったA社で厚生年金保険に加入していた。申立人は、申立期間①及びその前後の期間において継続的にB社でトラック運転手として勤務しており、他の従業員と同様にA社において厚生年金保険に加入していた。」と証言しており、申立人が申立期間①において被保険者資格を喪失する特段の事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間①の標準報酬月額については、A社に係るオンライン記録（昭和54年8月の標準報酬月額）から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から供述を得ることができず、ほかにこれを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、B社における申立人の元同僚（二人）の証言から、申立人は、申立期間②において継続してトラック運転業務に従事していたことは推認できるが、申立人及び上記の元同僚のうち一人は、B社が所有していたトラックをC事業所に譲渡するに当たって、従業員も一緒に同事業所に異動したと供述しているものの、異動時期についての記憶が曖昧であり、申立人が申立期間②において上記二事業所のうちのどの事業所に在籍していたのか推認することができない。

また、両事業所の元事業主からは証言を得ることができず、B社の同元事業主の妻及びD社の事業主は、申立てに係る資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除等については不明である旨回答している。

さらに、B社からC事業所に異動した申立人を含む3人は、いずれも申立人と同じく昭和55年2月1日又は同月15日のいずれかに厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

加えて、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年9月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月18日から同年11月8日まで

B社に昭和48年6月から50年8月まで勤務したが、厚生年金の加入記録では申立期間が未加入となっている。途中、会社名がA社（代表者及び所在地がB社と同一の事業所で、共に平成8年6月1日に解散。）に変更されたが、勤務の内容は変わっておらず、厚生年金保険料も給与から継続して引かれていた記憶があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の親族の証言並びにB社及びA社の従業員の被保険者記録から、申立人が申立期間において、その二社にわたって継続して勤務し（昭和48年9月18日にB社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和48年11月の標準報酬月額）から、5万6,000円とすることが妥当である。

ちなみに、オンライン記録によると、A社は、申立期間末の昭和48年11月8日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。しかしながら、商業登記簿によると、A社は昭和36年8月22日に設立されており、事業主の親族は、「申立期間中も、事業は中断することなく続いていた。」と証言している上、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（申立期間当初の昭和48年9月18日）に被保険者資格を喪失した者（5人）は、いずれもA社が初めて適用事業所となった日（昭和48年11月8日）に同社の被保険者資格を取得していることが確認でき、同社は、申立

期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事業所が申立期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所(当時)に適用に係る届出を行っていなかったと認められることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月10日から同年6月1日まで

昭和37年4月1日にA社に就職し、その後転勤はあったが、平成9年1月1日まで継続して同社に勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が所有する給与明細書（昭和47年6月分）及びA社の職歴書から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年5月10日にC営業所からB支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したと回答しているが、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年9月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年9月3日から同年10月5日まで

昭和29年4月1日にA社に就職し、その後、何度か転勤はあったが、平成5年に退職するまで継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の回答及び申立人の同僚の証言から、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し（A社C支店から同社B支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

そして、A社B支店において申立人と同じ日に被保険者資格を取得している同僚は、昭和39年9月に申立人と一緒にC支店からB支店に転勤となった旨証言していることから、申立人の同社B支店における同資格の取得日を同年同月3日に訂正することが必要である。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係るオンライン記録（昭和39年10月の標準報酬月額）から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岡山厚生年金 事案 1275

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 20 日から 14 年 9 月 10 日まで
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与月額より低額となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は離職（平成 14 年 9 月）の前 6 か月の平均賃金月額が 28 万 830 円であったことは確認できる。

しかしながら、申立人は給与明細書を保管していない上、申立てに係る事業所の取締役（当時）は申立期間当時の給与の支給実態は不明である旨回答しており、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除額及び上記期間を除く申立期間の給与月額を確認できない。

また、申立人の同僚（当時）が所持する給与明細書及びオンライン記録から、申立てに係る事業所の事業主は、当時、実際の報酬月額よりも低い額を報酬月額として届け出ていることが確認できる上、別の同僚（複数）も「確かに賃金は高かったが、控除された厚生年金保険料額は少ない額であったので、自分の標準報酬月額については、オンライン記録と相違ないと思う。」と証言している。

さらに、申立人に係るオンライン記録に標準報酬月額が遡って低く訂正されたような形跡は無く、事務処理に不自然さはみられない上、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 50 年 11 月 1 日まで
昭和 48 年 5 月頃から昭和 52 年 7 月末まで、A 事業所（現在は B 社）に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険に未加入となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和 48 年 5 月から 50 年 3 月 31 日まで申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の従業員（当時）からは、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られない。

また、申立てに係る事業所の事業主は、申立人に係る厚生年金保険の加入及び保険料控除については、資料が無く不明である旨回答している。

さらに、オンライン記録及び事業所記号等索引簿から、申立てに係る事業所は、昭和 49 年 6 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間の一部（昭和 48 年 5 月から 49 年 5 月 31 日まで）について、適用事業所ではなかった。

加えて、申立人は、申立期間全てにおいて国民年金に加入しており、国民年金保険料について昭和 50 年 10 月分を除き全て納付している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 21 日から平成 3 年 7 月 30 日まで
「年金加入記録のお知らせ」をみると、A社における標準報酬月額が 15 万円から 16 万円となっているが、当時の給与月額は 20 万円から 35 万円であり、その金額に見合う厚生年金保険料を控除されていた。退職前の最後の給与だけは口座に振り込まれており、その金額からも年金記録が間違っていると思う。私は、給与計算を担当していて給与額や保険料を控除されていたことは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳では、平成 3 年 7 月 5 日に申立てに係る事業所からオンライン記録上の標準報酬月額を上回る金額が振り込まれているが、給与の総支給額や厚生年金保険料の控除額は確認できない。

また、申立てに係る事業所は、申立人の標準報酬月額に係る届出や保険料控除額を確認できる資料を保存しておらず、申立期間の保険料控除額については「社会保険庁の標準報酬月額の記録に相当する保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。